

第103期 報告書 2021年4月1日～2022年3月31日

株式会社 富士通ゼネラル

FUJITSU GENERAL Way

企業理念

Our Mission

共に未来を生きる

私たちは革新的なモノづくりを通じて、世界中のお客様と社会のために、安らぎに満ちた、今日にない明日を届けます。

Our Philosophy

自発的に取り組みます

私たちは、自己成長のための努力を惜みず、たゆまぬ創意工夫と先見力で、自ら新しいことに挑戦します。

人を思い活かします

私たちは人を思いやり、異なる文化と多様性を活かし、協調と対話を通じて、人の可能性を最大化します。

誠実さを大切にします

私たちは、誠実さを旨とし、常に高い倫理観を持って、人として正しい道を歩みます。

「FUJITSU GENERAL Way 企業理念」は、私たち富士通ゼネラルグループが持続的に発展する上で、土台となる基本指針であり、当社が目指すべき姿と、お客様と社会のために果たすべき使命、存在価値を表すものです。また、富士通ゼネラルグループで働くすべての人が行動する上で、判断の拠り所となる羅針盤（コンパス）です。

Our Mission : 私たち、富士通ゼネラルグループが目指すべき姿を宣言したものです。

Our Philosophy : Our Missionを実現するために、私たちが大切にしている考え方を示したものです。

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、世界的に地球環境への関心がかつてないほどの高まりを見せており、各国で脱炭素への取り組みが加速しております。また、数年にわたるコロナ禍の影響で、健康で清潔・快適な環境へのニーズがこれまで以上に増しており、当社グループの主力事業であるヒートポンプ技術を活用した空調機はこれらの課題・ニーズに応える製品として今後ますます成長が期待されます。

一方で、半導体をはじめとする部品逼迫や物流停滞など世界的なサプライチェーンの混乱に加え、素材・部品価格や輸送費の高騰など、事業活動に伴うコスト環境は急激に悪化しており、コロナの感染動向やウクライナ情勢なども不透明な状況です。

そのような状況のなか、当期の業績は、重点地域として各種施策を進めてきた北米、欧州、インド等を中心に空調機の販売が伸長するなど増収となったものの、急激なコスト増を短期間でカバーすることが難しく、前期に比べ大幅な減益となりました。

当社グループは、2022年度の業績目標達成に向けた喫緊の課題として、サプライチェーンの正常化や急激なコスト増への対応力強化を進めると同時に、「サステナブル経営」の基本方針の下、2025年度までのカーボンニュートラルの実現、化石燃料からヒートポンプへの暖房機器の転換による気候変動抑制への貢献といった「地球との共存」、安心・安全な社会作りや社会課題解決に向けた新たな価値創造を通じた「社会への貢献」、健康経営推進や自発的なキャリア形成の支援など「社員との共感」に取り組んでまいります。

当社グループは、「サステナブル経営」を成長戦略の中核に据え、長期的な事業の成長・発展とともに、企業理念の実践による持続可能な社会実現への貢献を目指すことで、株主のみなさまの期待に応えてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

斎藤 悦郎

2022年5月

目次

●株主のみなさまへ…………… 1 (第103期定時株主総会招集ご通知添付書類)	●損益計算書…………… 25
●事業報告…………… 2	●連結計算書類に係る会計監査報告…………… 26
●連結貸借対照表…………… 22	●計算書類に係る会計監査報告…………… 28
●連結損益計算書…………… 23	●監査役会の監査報告…………… 30 (ご参考)
●貸借対照表…………… 24	トピックス：サステナブル経営の加速…………… 31

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におきましては、海外向け空調機および電子デバイスの売上が増加し、連結売上高は2,841億2千8百万円（前期比7.0%増）となりました。

損益につきましては、海外向け空調機の販売物量拡大や売価改善効果はあったものの、素材・部品価格や海上運賃の高騰、生産地国通貨高などの影響が大きく、営業利益は84億4千4百万円（同54.9%減）、経常利益は114億2百万円（同44.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億2千2百万円（同71.4%減）となりました。

なお、海外向け空調機の受注は引き続き堅調で、調達面でも以前に比べ改善傾向が見られるものの、工場出荷後の海運・港湾・陸運での物流停滞で深刻な影響を受けるとともに、自社工場や関係仕入先での新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限が散発的・断続的に発生し、さらに3月に入り上海市が都市封鎖されたことも重なり、売上高、各利益とも本年1月公表予想を大きく下回る結果となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<空調機部門>

空調機部門では、夏期の天候不順等の影響を受けた国内向けの販売は減少しましたが、重点市場である北米、インド、欧州向けを中心に海外向けの販売が増加し、売上高は2,524億5千3百万円（同8.3%増）となり

ました。営業利益は、海外向けの販売物量拡大や売価改善効果はあったものの、素材・部品価格や海上運賃の高騰、生産地国通貨高などの影響が大きく、51億5千2百万円（同63.2%減）となりました。

〔海外向け〕

売上高は、1,991億8千9百万円（同16.4%増）となりました。

米州では、北米において、好天や在宅需要の高まりから需要が堅調に推移するなか、省エネ性能に優れたルームエアコンの販売が増加するとともに、VRF（ビル用マルチエアコン）も販売が伸長したことなどから、売上が増加しました。なお、寒冷地向け機種をはじめとしたラインアップ拡充や米国南部における販売網の強化など、販売拡大に向けた取り組みを進めています。

欧州では、南欧の市況回復等によりルームエアコンの販売が増加するとともに、ATW（ヒートポンプ式温水暖房システム）においても、環境負荷の低減を目的とした補助金政策を背景に販売が大幅に伸長し、売上が増加しました。なお、今後も需要増が見込まれるATWのさらなる拡販に向け、販売網の強化や設置性に優れた新商品の開発を進めています。

中東・アフリカでは、一部で市況が回復しつつあるほか、前年度からの出荷延伸に伴う上半期の売上増やプロジェクト案件の納入により、売上が増加しました。

オセアニアでは、サービスマンテナンス業務は回復



2年振りに開催された米国最大規模の空調展示会で当社製品をPR



インドの当社製品専門店「General」ブランドショップ

基調にあるものの、部品不足等に伴う生産影響によりルームエアコンの出荷が減少したことから、売上が減少しました。

アジアでは、主力市場のインドの市況が回復していることに加え、ラインアップ拡充等の効果もあり、ルームエアコンの販売が市場を上回って伸長しました。また、ソリューションビジネスにおいても、販売拠点の拡大により受注が好調に推移し、売上が増加しました。なお、インドでのさらなる販売拡大に向け、専門店の拡充など販売網の強化を進めるほか、本年には現地での生産を開始する予定です。

中華圏では、ルームエアコンの販売は前年度を上回りましたが、VRFの大型プロジェクト案件の販売減などにより、売上が減少しました。

〔国内向け〕

売上高は、532億6千4百万円（同14.2%減）となりました。

住宅設備ルート向けの販売は堅調に推移しましたが、量販店ルートでは、夏期の天候不順に加え、普及価格帯を中心に採算性を重視した売価政策をとった影響や、部品不足による一部機種が生産減の影響もあり、売上が減少しました。

〈情報通信・電子デバイス部門〉

情報通信・電子デバイス部門では、電子デバイスの販売は増加しましたが、情報通信システムの販売減により、売上高は292億1千4百万円（同3.6%減）、営業

利益は21億7千万円（同46.3%減）となりました。

〔情報通信システム〕

売上高は、156億7千9百万円（同20.8%減）となりました。

公共システムにおいて、デジタル化商談の一巡に伴い、防災システムの納入案件が減少していることから、売上が減少しました。なお、民需システムにおいては、外食産業向け店舗システムは引き続き厳しい状況が続いていますが、人材ビジネス、BPOサービスといった新たな分野の事業拡大に取り組んでいます。

〔電子デバイス〕

売上高は、135億3千4百万円（同29.0%増）となりました。

車載カメラの販売は自動車減産等の影響により前年度を下回りましたが、産業用ロボット向け電子部品・ユニット製造において、設備投資需要の増加を背景に販売が増加したことから、売上が増加しました。なお、エレクトロニクス製品の小型化・高効率化に寄与するパワーモジュールについて、本年1月より当社VRF向けに量産開始しており、今後は外販も進めてまいります。

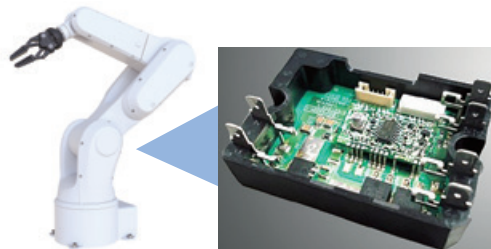
〈その他部門〉

売上高は24億6千万円（同23.0%増）、営業利益は11億2千万円（同65.1%増）となりました。

ゴク暖
nocria
ノクリア



石油暖房からエアコン暖房への転換を推進（写真は業界トップクラスの暖房能力を誇る「ゴク暖 ノクリア」ZNシリーズ）



電子デバイス事業で今後さらなる販売拡大が期待できるパワーモジュール製品

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、今後の事業拡大に向けた開発・生産設備およびITシステムへの先行投資を中心に、82億1百万円（前期比6.1%減、リース資産の取得およびソフトウェア等への投資を含む）の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における増資あるいは社債発行による資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「－共に未来を生きる－ 私たちは革新的なモノづくりを通じて、世界中のお客様と社会のために、安らぎに満ちた、今日にない明日を届けます。」という企業理念の下、お客様と社会に寄り添い、新しい価値の提供により、快適・安心・安全な社会の実現に貢献することを目指しております。

当社グループの主力事業であるヒートポンプ技術を活用した空調機は、世界各国・地域においてクリーンかつ省エネ性・快適性・安全性に優れた必需品であるだけでなく、暖房や給湯用途で化石燃料機器の代替製品として気候変動の抑制に貢献すると期待されております。

また、情報通信・電子デバイスも、災害対応力強化への社会的要請や電子機器の小型化・省エネ化へのニーズを背景に、今後の事業拡大が期待できます。

一方、各市場での競争激化およびコロナ禍やそれに伴う急激な事業環境の変化が生じており、部品・海運輸送逼迫による世界的なサプライチェーンの混乱、部品価格・海上運賃のかつてないほどの急激かつ異常な高騰に見舞われ、正常化には時間を要すると考えられます。また、ウクライナ情勢や中国等での新型コロナ

ウイルス感染拡大の動向や影響も注視が必要です。

このような状況において当社グループは、「サステナブル経営」を成長戦略の中核に据え、予測困難な状況下での事業継続とリスク耐性を確保しつつ、中期経営計画に掲げた施策の推進、さらに長期的な事業の成長・発展を図るべく、企業理念の実践を通じた持続可能な社会実現への貢献を目指します。

【中期経営計画について】（図Aご参照）

欧米を中心に空調機の需要が引き続き旺盛であることに加え、欧州において脱炭素化の流れのなかヒートポンプ機器の普及が加速するとともに、近い将来一大市場への成長が見込まれるインド市場の拡大など、空調機の需要は拡大傾向にあります。

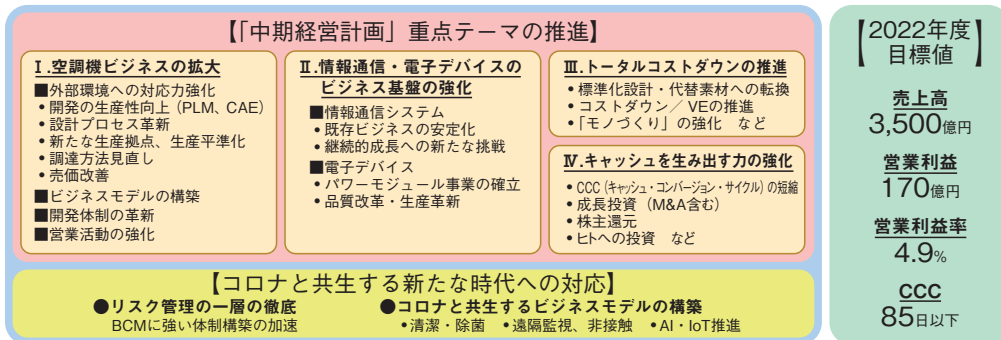
そのなかで当社グループは、空調機におけるビジネス領域の拡大、開発体制の革新、営業活動の強化といった重点テーマとして取り組んできた諸施策を通じ、重点市場と位置付ける北米、インド、欧州を中心に着実に販売を拡大してきました。

また、情報通信・電子デバイスについても、安心・安全を支える防災・消防システムの提供や産業機器等の省エネに貢献するパワーモジュール事業の立ち上げなど事業基盤の強化を進めています。

一方、サプライチェーンの正常化およびコスト増への対応を喫緊の課題と捉え、開発の生産性向上や設計プロセスの革新、VE、生産体制・調達方法の見直し、製品売価施策をはじめ、事業活動すべての面において改善施策に取り組んでいますが、これらの施策によっても急激なコスト増を短期間ですべて吸収することは困難な状況です。

これらを踏まえると、従来掲げていた2022年度売上高目標は達成できる見込みであるものの、営業利益の

図A 【中期経営計画】



「サステナブル経営」(企業理念の実践と事業の成長戦略を追求)

目標数値は見直さざるを得ない状況となりました。
 当社グループは、外部環境への対応力強化を目下の優先課題として取り組んでいます。従来から掲げている中期経営計画の重点テーマについては、着実に成果をあげてきており、2023年度以降も基本的な方針は変わらず一層推進・強化を図ってまいります。
 また、基幹業務システムの再構築を含め、単なる業務プロセス改善を超えて、事業拡大・新たなビジネス創出につながるDX推進や、新たな組織体制の下でのブランディング強化にも取り組んでまいります。

【「サステナブル経営」の取り組み】(図Bご参照)
 当社グループは、中長期的な事業の成長・発展を適した持続可能な社会実現への貢献を目指す「サステナブル経営」をすべての事業活動の基本に据えており、前述の中期経営計画の重点テーマや外部環境への対応力強化の取り組みにより当社グループの成長・発展、事業基盤強化を図ることに加え、「地球との共存(Planet)」「社会への貢献(Society)」「社員との共感(Our People)」を三つの柱として、以下の施策に取り組んでいます。

①地球との共存 (Planet)

地球温暖化対策がグローバルで求められるなか、2022年4月1日に当初計画より3年前倒しで当社グループ全体の使用電力を再生エネルギー100%に転換しました。これにより、カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出実質ゼロ)達成について、当初の2030年度から2025年度に計画を前倒しました。
 また、化石燃料使用機器から高効率のヒートポンプ機器への置き換えなど温室効果ガスの排出量削減や社会課題解決に大きく貢献する製品やサービスとして当

社が認定する「サステナブル・プロダクト(以下サスプロ)」の開発・販売強化を進め、2030年度には「サスプロ」の連結売上高構成比30%以上を目指します。

②社会への貢献 (Society)

「安心・安全の未来をつくる」を基本方針として、情報通信システムでは、当社が日本国内の自治体に設置した約5,000に及ぶ屋外防災子局を活用し、局地豪雨の際の浸水アラートシステムや防災無線放送の音声改善など、災害時に迅速・確実な住民の避難行動を促す技術開発をはじめ、社会へ貢献する事業の創出に努めてまいります。

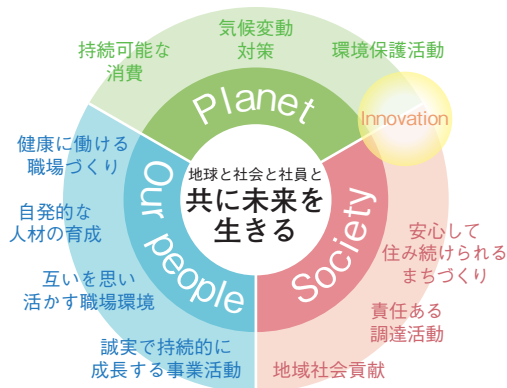
また、熱中症対策として高齢者のエアコン利用促進を目指すサブスクリプションサービス実証事業への参加をはじめ、社会課題解決に貢献する商品・サービス提供の取り組みを進めています。

③社員との共感 (Our People)

従業員が健康で気力を保ち、生産性とモチベーションの向上を図れる職場づくりに向け、従来から取り組んでいる健康経営の推進に努めます。また、データとデジタル技術を活用したイノベーション創出を促すDXリテラシー研修のほか、様々なビジネススキルに対応したオンデマンド型研修プログラムなど、社員のニーズや働き方に合わせた自発的なキャリア形成を支援する仕組みを導入・拡充していきます。

こうした努力を続けることにより、経営基盤ならびにお客様や社会からの信頼をより一層強固なものとし、当社グループの継続的な成長を目指して常に自己革新を追求してまいります。

図B 【「サステナブル経営」の取り組み】



●地球との共存 (Planet)

- 地球温暖化対策への貢献
 (カーボンニュートラル、「サスプロ」、化石燃料機器からHP機器への転換)
- 循環型社会への貢献

●社会への貢献 (Society)

- 社会課題解決のイノベーション創出
 (BIG、アイデアソン、FIC、10%ルール、i³-LAB)
- 健康・清潔・安全な社会、空間提供
 (消防・防災システム、暖房エアコン、紫外線照射装置、ウェアラブルエアコン)
- 次世代人材の育成、地域社会とのコミュニケーション、地球環境の保全

●社員との共感 (Our People)

- 健康経営2.0の推進強化
 (産業医療体制強化、健康増進イベント、社員家族・健康経営導入企業の支援)
- コロナに対応した柔軟な働き方の確保
- 人材育成強化

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

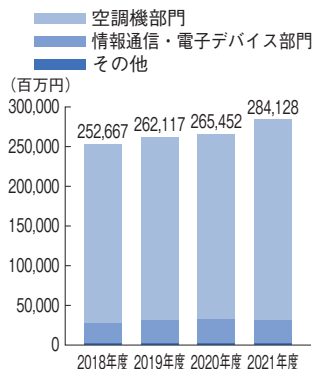
項目 \ 期別	2018年度 (第100期)	2019年度 (第101期)	2020年度 (第102期)	2021年度 (第103期)
売上高 (百万円)	252,667	262,117	265,452	284,128
営業利益 (百万円)	14,589	14,941	18,737	8,444
経常利益 (百万円)	14,116	13,683	20,537	11,402
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,892	5,765	13,008	3,722
1株当たり当期純利益(円)	84.99	55.11	124.32	35.57
総資産 (百万円)	215,784	213,250	251,378	268,633

②当社の財産および損益の状況の推移

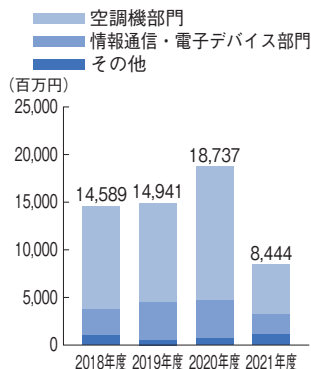
項目 \ 期別	2018年度 (第100期)	2019年度 (第101期)	2020年度 (第102期)	2021年度 (第103期)
売上高 (百万円)	193,843	201,617	195,784	206,709
営業利益 (百万円)	2,836	1,552	4,284	1,845
経常利益 (百万円)	6,393	6,929	18,794	12,198
当期純利益 (百万円)	5,583	5,310	16,261	11,243
1株当たり当期純利益(円)	53.36	50.76	155.41	107.42
総資産 (百万円)	173,065	168,659	196,380	194,551

業績の推移 (連結)

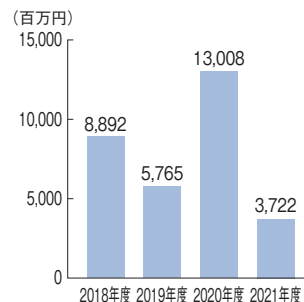
●売上高



●営業利益



●親会社株主に帰属する 当期純利益



(ご参考)

自己資本・自己資本比率の推移 (連結)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
総資産 (百万円)	215,784	213,250	251,378	268,633
自己資本 (百万円)	109,487	106,901	121,558	126,173
(自己資本比率)	(50.7%)	(50.1%)	(48.4%)	(47.0%)

自己資本：純資産合計－非支配株主持分

自己資本比率：自己資本÷総資産(負債純資産合計)×100

キャッシュ・フローの推移 (連結)

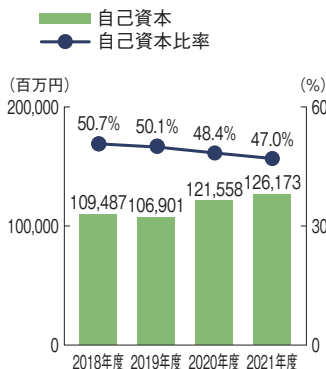
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
営業活動によるCF(百万円)	8,513	9,724	25,001	△14,945
投資活動によるCF(百万円)	△12,515	△19,141	△11,267	△7,871
財務活動によるCF(百万円)	△3,172	2,090	△5,825	△971
現金及び現金同等物残高	35,412	27,571	36,707	14,202

CCCの推移 (連結)

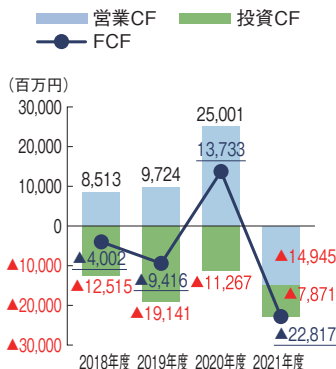
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
CCC (日)	87.4日	91.9日	91.3日	99.3日

CCC (キャッシュ・コンバージョン・サイクル)：売上債権回転日数+棚卸資産回転日数-買掛債務回転日数

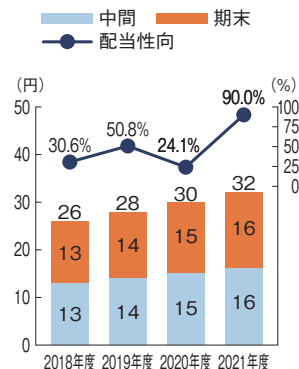
●自己資本・自己資本比率



●営業CF・投資CF・FCF



●配当額・配当性向



(6) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
		%	
Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.	1,740,000千Baht.	100.0	空調機の製造
FGA (Thailand) Co., Ltd.	1,020,000千Baht.	100.0	空調機用基幹部品の製造
Fujitsu General Air Conditioning R&D (Thailand) Co., Ltd.	60,000千Baht.	100.0	空調機の開発
富士通將軍（上海）有限公司	76,000千US \$	100.0	空調機の製造・開発
富士通將軍中央空調（無錫）有限公司	17,400千US \$	100.0	空調機の製造・販売
江蘇富天江電子電器有限公司	15,060千US \$	50.0	空調機用基幹部品の製造
エアロシールド株式会社	10百万円	95.0	空調関連製品の開発・販売
Fujitsu General America, Inc.	15,000千US \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General do Brasil Ltda.	22,489千R \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General Air Conditioning (UK) Ltd.	7,000千£Stg.	51.0 〔51.0〕	空調機の販売
Fujitsu General (Euro) GmbH	3,067千EURO	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Italia) S.p.A.	1,252千EURO	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Middle East) Fze	3,000千AED	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Asia) Pte. Ltd.	500千S \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (India) Private Ltd.	1,000,000千LRUP	100.0	空調機の販売
ABS Fujitsu General Private Ltd.	165,613千LRUP	52.0	空調関連設備の設計・施工および サービスメンテナンス
Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd.	21,300千A \$	100.0	空調機の販売
Precise Air Group (Holdings) Pty Ltd.	5,014千A \$	100.0	空調関連設備の設計・施工および サービスメンテナンス
Fujitsu General New Zealand Ltd.	600千NZ \$	100.0 〔100.0〕	空調機の販売
富士通將軍商貿（上海）有限公司	2,125千US \$	100.0	空調機の販売
Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd.	60,000千NT \$	100.0	空調機の販売
株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス	800百万円	100.0	電子デバイスの開発・製造・販売 および情報通信機器の製造
株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー	100百万円	60.0	民需システムの開発・販売および コンサルティング
株式会社富士エコサイクル	200百万円	60.0	家電製品のリサイクル
株式会社富士通ゼネラルイーエムシー研究所	100百万円	100.0	電磁波障害に関する測定およびコンサルティング

(注) 当社の出資比率の〔 〕内の数字は、間接所有割合で内数であります。

当社の連結子会社数は、上記の重要な子会社25社を含む38社（前期38社）、持分法適用関連会社数は3社（前期4社）であります。

②その他

富士通株式会社は、当社の発行済株式の総数（自己株式を除く）のうち、44.06%を所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、空調機、情報通信・電子デバイスの両部門において、製品および部品の開発、製造、販売ならびにサービスの提供を主な事業としております。部門別の主要な製品等は次のとおりであります。

部 門	主要な製品、システム、サービス
空 調 機	ルームエアコン、パッケージエアコン、VRF（ビル用マルチエアコン）、ユニタリーエアコン、ATW（ヒートポンプ式温水暖房システム）、空調関連設備の設計・施工およびサービスメンテナンス、空調関連商品
情報通信・電子デバイス	消防システム、防災システム、外食産業向けソリューション、医療向け外来情報ソリューション、BPO*・人材派遣、電子部品・ユニット製品、車載カメラ、パワーモジュール
そ の 他	家電製品のリサイクル 電磁波障害に関する測定およびコンサルティング等

*システムを利用してお客様が行っていた業務そのものを受託するサービス

(8) 主要な事業所

当社本社（本店） 川崎市高津区末長三丁目3番17号

海外生産・開発拠点	Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd. (タイ) FGA (Thailand) Co., Ltd. (タイ) Fujitsu General Air Conditioning R&D (Thailand) Co., Ltd. (タイ) 富士通將軍（上海）有限公司（中国） 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司（中国） 江蘇富天江電子電器有限公司（中国）
海外営業拠点	Fujitsu General America, Inc. (米国) Fujitsu General do Brasil Ltda. (ブラジル) Fujitsu General Air Conditioning (UK) Ltd. (イギリス) Fujitsu General (Euro) GmbH (ドイツ) Fujitsu General (Italia) S.p.A. (イタリア) Fujitsu General (Middle East) Fze (アラブ首長国連邦) Fujitsu General (Asia) Pte. Ltd. (シンガポール) Fujitsu General (India) Private Ltd. (インド) ABS Fujitsu General Private Ltd. (インド) Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd. (オーストラリア) Precise Air Group (Holdings) Pty Ltd. (オーストラリア) Fujitsu General New Zealand Ltd. (ニュージーランド) 富士通將軍商貿（上海）有限公司（中国） 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司（中国） Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd. (台湾)
国内生産・開発拠点	当社（川崎市） エアロシールド株式会社（大分市） 株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス（一関市）
国内営業拠点	当社（札幌市、仙台市、さいたま市、前橋市、東京都中央区、八千代市、川崎市、名古屋市、金沢市、松原市、神戸市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市） 株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー（川崎市）
その他の事業所	株式会社富士エコサイクル（浜松市） 株式会社富士通ゼネラルイーエムシー研究所（川崎市）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比較）
8,398名（332名増）

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比較）	平均年齢	平均勤続年数
1,710名（31名増）	42.3才	17.4年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額期末残高
株式会社みずほ銀行	4,756百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2017年2月、消防救急無線のデジタル化に係る商品または役務に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたが、各命令の内容には、事実認定と法解釈において当社と公正取引委員会との間で見解の相違があることから、同年8月、各命令に対する取消訴訟を提起し、現在訴訟手続が継続中です。

2. 株式に関する事項

①発行可能株式総数 200,000,000株

②発行済株式の総数 109,301,660株 (自己株式4,630,910株を含む)

(注) 2021年7月21日付で譲渡制限付株式報酬としての新株式を発行したことに伴い、発行済株式の総数は24,361株増加しております。

③株主数 4,853名

④大株主

氏名または名称	持株数	持株比率
富士通株式会社	46,121 千株	44.06 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,049	7.69
ジェーピーモルガンチェースバンク 385635	4,476	4.28
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	4,341	4.15
ジェーピーモルガンチェースバンク 380072	3,602	3.44
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,987	2.85
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	2,180	2.08
株式会社みずほ銀行	2,000	1.91
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,774	1.70
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	1,531	1.46

(注) 1. 持株比率は自己株式 (4,630,910株) を控除して計算しています。

2. 当社は自己株式を4,630,910株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	9,714株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (5) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 経営執行役社長	斎藤悦郎	CSO（Chief Sustainability Officer）
代表取締役副社長 経営執行役副社長	庭山弘	コーポレート担当
取締役	酒巻久	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取締役	寺坂史明	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取締役	桑山三恵子	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取締役	前原修身	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取締役	山口裕久	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）
取締役 経営執行役副社長	小湊恒直	国内民生営業担当
取締役 経営執行役専務	長谷川忠	空調機、品質保証担当 兼 空調機事業統括本部長 兼 空調機商品企画部長 兼 エアロシールド株式会社 代表取締役社長
取締役 経営執行役上席常務	横山弘之	GDM統括担当 兼 海外営業本部長 兼 海外マーケティング統括部長 兼 Fujitsu General America, Inc. 会長 兼 CEO 兼 富士通將軍中央空調（無錫）有限公司 董事長 兼 Fujitsu General (Taiwan) Co., Ltd. 董事長
取締役 経営執行役上席常務	杉山正樹	情報通信システム担当 兼 情報通信システム本部長 兼 株式会社富士通ゼネラルOSテクノロジー 代表取締役社長
常勤監査役	井上彰	
常勤監査役	宮嶋嘉信	
監査役	広瀬陽一	（後記「(2) 社外役員に関する事項」参照）

- (注) 1. 取締役 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子、前原修身および山口裕久の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 井上彰および広瀬陽一の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子、前原修身および監査役 井上彰の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 井上彰氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 宮嶋嘉信氏は、当社財務経理部門における長年の業務経験があり、当社経営執行役常務財務経理副担当を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 広瀬陽一氏は、富士通株式会社社の執行役員および財務経理本部長を経て、現在は同社常勤監査役を務めるなど、他の会社における役員としての豊富な経験を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 社外役員に関する事項

①他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	酒巻久	キヤノン電子株式会社 代表取締役会長
社外取締役	寺坂史明	シチズン時計株式会社 社外取締役 株式会社大庄 社外監査役
社外取締役	桑山三恵子	一橋大学CFO教育研究センター 客員研究員 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員 株式会社安藤・間 社外取締役
社外取締役	前原修身	ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 社外取締役 監査等委員
社外取締役	山口裕久	富士通株式会社 執行役員常務
社外監査役	広瀬陽一	富士通株式会社 常勤監査役 富士通キャピタル株式会社 監査役

- (注) 1. 富士通株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。同社とは、情報通信機器の受託生産および販売等の取引関係があります。
2. 株式会社安藤・間とは、当社施設の建設工事等の取引関係があります。
3. その他の兼職先と当社の間には、記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

会社における地位	氏名	取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	酒巻久	取締役会14回のうち13回に出席（出席率93%）。キヤノン電子株式会社の代表取締役会長であり、企業経営に加え、電子機器に関する技術・生産・購買などの専門知識や豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務めました。
社外取締役	寺坂史明	取締役会14回のすべてに出席（出席率100%）。サッポロビール株式会社で代表取締役社長を務めた経験があり、企業経営に加え、営業、マーケティング、人材育成の豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員長を務めました。
社外取締役	桑山三恵子	取締役会14回のすべてに出席（出席率100%）。株式会社資生堂でCSR部部長をはじめとした豊富な業務経験に加え、大学でCSR、経営倫理、ダイバーシティ経営などを専門分野とする研究者としての知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務めました。

会社における地位	氏 名	取締役会への出席状況および発言状況ならびに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	前 原 修 身	取締役就任後に開催された取締役会12回のすべてに出席（出席率100%）。 日工機株式会社（現工機ホールディングス株式会社）で代表取締役 取締役社長を務めた経験があり、企業経営に加え、M&Aを通じた事業拡大や販売子会社社長としての海外駐在などの豊富な経験および知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。また、任意の指名委員会および報酬委員会の委員を務めました。
社 外 取 締 役	山 口 裕 久	取締役会14回のすべてに出席（出席率100%）。 富士通株式会社の執行役員常務であり、ICTを活用した事業の豊富な経験および最先端のデジタル・テクノロジーに関する知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、社外の立場から適切な助言・意見を述べるとともに、経営の監督機能を適切に果たしました。

・社外監査役

会社における地位	氏 名	取締役会および監査役会への出席状況および発言状況
社 外 監 査 役	井 上 彰	取締役会14回および監査役会13回のすべてに出席（出席率100%）。 金融機関における財務および会計に関する豊富な経験に基づき、適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
社 外 監 査 役	広 瀬 陽 一	取締役会14回のうち12回（出席率86%）および監査役会13回のすべて（出席率100%）に出席。 主に経営、財務および会計に関する豊富な経験に基づき、適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員（社外取締役5名、社外監査役2名）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、経営執行役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は、填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役および監査役の報酬等

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、報酬委員会で決議された当社報酬制度の内容に

従い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定につき決議しております。

なお、下記①基本方針c.に記載の譲渡制限付株式報酬制度につきましては、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「勤務継続型」に加え、当社のサステナブル経営の達成を役員の本務とし、実践・推進することを目的として、当社取締役会が予め設定したサステナブル経営の評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「サステナブル経営指標要件型」の譲渡制限付株式報酬を新たに導入することにつき、2022年6月16日開催の第103期定時株主総会に付議することとしております。

①基本方針

当社は、当社グループの健全かつ持続的な成長に向け経営を担う優秀な人材を確保するとともに、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とすることを基本とする。その報酬は、職責および役職に応じて月額で定額を支給する「基本報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、および企業価値の持続的な向上とサステナブル経営の実践・推進へのインセンティブを与える非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」により構成する。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支給することとする。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、その支給額はそれぞれ役員の本務や役職に応じて月額の定額を決定するものとする。

- b. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業務執行を担う取締役を支給対象とする現金報酬とし、1事業年度の業績を反映した賞与を毎年一定の時期に支給するものとする。賞与の具体的な算出方法は、当社グループの中期経営計画に掲げ、透明性・客観性のある連結営業利益を指標とし、当期の業績達成度合いに応じて支給額を決定する。また、支給総額は定時株主総会に提案し、承認を得るものとする。

- c. 非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上とサステナブル経営の実践・推進を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式とする。本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。）について一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」、およびサステナブル経営の評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「サステナブル経営指標要件型譲渡制限付株式報酬」により構成する。その株式数は株主総会で決議された枠内で、毎年一定の時期に支給するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率は、基本報酬が概ね60～75%、賞与および譲渡制限付株式報酬が概ね25～40%を目安とする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会で審議のうえ取締役会に答申を行い、取締役会で審議・決定するものとする。なお、報酬委員会において、外部機関の客観的データを活用し、報酬水準の妥当性等の検証を行うこととする。
- f. 監査役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
月例の固定報酬である「基本報酬」のみを支給することとする。また、報酬額については、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会で定められた「年額1億円以内」の限度において、監査役の協議により決定することとする。
- g. その他
当社は「役員自社株保有ガイドライン」を定め、役位別に定められた一定数以上の当社株式(譲渡制限付株式報酬を含む。)を当該役員が保有するよう、努める。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報 酬等 (賞与)	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	347 (31)	265 (31)	55 (-)	26 (-)	11 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	47 (21)	47 (21)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	395 (52)	312 (52)	55 (-)	26 (-)	15 (7)

- (注) 1. 上表には、2021年6月17日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬(賞与)にかかる業績指標は連結営業利益であり、2021年度に係る連結営業利益の目標数値は19,000百万円、実績は8,444百万円であります。また、支給総額は定時株主総会に提案し、承認を得るものとしており、2022年6月16日開催の第103期定時株主総会に付議することとしております。なお、業務執行を担う取締役の報酬のうち、賞与の支給割合は概ね20%程度となっております。
4. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「c. 非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の固定報酬(基本報酬)の額は、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会において年額6億円以内(うち社外取締役分5,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名(うち社外取締役4名)です。また、2020年6月17日開催の第101期定時株主総会において、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与のための報酬の額は、年額1億円以内、株式数の上限を年70,000株以内(社外取締役を除く)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会において、外部機関の客観的データを活用した報酬水準の妥当性等の検証や、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
7. 監査役の固定報酬(基本報酬)の額は、2017年6月20日開催の第98期定時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

46百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容・報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Fujitsu General (Thailand) Co., Ltd.、富士通將軍（上海）有限公司、Fujitsu General (Euro) GmbH、Fujitsu General (Aust.) Pty Ltd. ほか14社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性、監査の適切性等に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を下記のとおり決議しております。

記

当社は、富士通ゼネラルグループの企業価値の継続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、コンプライアンスの徹底および事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要不可欠と認識し、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」を中核とする社内組織の下記諸活動により、内部統制システムの維持・改善を継続的に推進してまいります。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営者（取締役および経営執行役をいう。以下同じ。）は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本として「FUJITSU GENERAL Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ② 経営者は、継続的な教育の実施等により、従業員に対し「FUJITSU GENERAL Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させるとともに、コンプライアンスを推進する。
- ③ 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 当社は、コンプライアンスに関して、通常の業務報告ルートとは別に直接通報の手段として、通報者の保護等を確保した「企業倫理ヘルプライン」制度を設けている。本制度の活用により、コンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を行う。
- ⑤ 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- ⑥ 当社は、財務報告に係る内部統制の整備・運用を統括する組織としてリスクマネジメント推進室を設置し、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制の整備・運用を図る。
- ⑦ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察や弁護士等と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 経営者は、事業活動より生ずる様々なリスクに対して想定される規模・発生可能性を常に認識し、事前対応および発生時対応策の準備等により、リスクを極小化する活動を組織的に行う。
- ② 当社は、リスク・マネジメント全体を統括する組織として「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」を設置し、潜在リスクの洗い出しおよびその軽減への取り組みとリスクに関する教育・訓練を行う。
- ③ 当社は、ネットワーク等を通じた情報の社外漏洩等のリスクに対して、ITセキュリティ推進部を中核に情報セキュリティに関する体制強化を推進する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、意思決定の迅速化を図るとともに経営責任を明確化するため、経営の監督機能と執行機能を分離する。
- ②取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのこの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ③経営者は、「取締役会規程」「経営会議規程」「執行会議規程」「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務執行の決定を行う。
- ④経営者は、経営方針の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑤取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係る情報について、保管責任者を定めた上、法令および「情報管理規程」等に基づいて適切に保存および管理を行う。
- ②経営者の職務の執行に係る情報の保管責任者は、その情報を取締役および監査役からの求めに応じ閲覧可能な体制を整備する。

(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、富士通ゼネラルグループ各社の経営者に対し、グループの企業価値を最大化することを目的に、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を明確化し、上記の(1)から(4)に定める基本方針を遵守する体制の整備に関する指導・支援を行う。
- ②当社は、「FUJITSU GENERAL Way」に掲げられた行動規範をグループ全体に適用するとともに、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」の活動をはじめとする業務の適正を確保するための各種活動の範囲もグループ全体とする。
- ③当社は、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告を受けるとともに重要案件については所定の手続等を求める。

(6) 監査役を補助すべき従業員に関する体制

- ①当社は、監査役を補助すべき従業員を置く組織として監査役室を設ける。
- ②当社は、その従業員の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフの人事等については、監査役の意見を尊重する。

(7) 監査役への報告体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①経営者は、当社および子会社の業務または業績に影響する重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または当社および子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。

- ②監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、執行会議、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」等の重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社および子会社の経営者または従業員にその説明を求めることができる。
- ③当社は、監査役の職務の執行に係る重要な情報が「企業倫理ヘルプライン」に通報された場合は、監査役にその内容を報告する。なお、当社は「企業倫理ヘルプライン」への通報者に対し、当該通報を理由として不利な取扱いを行わない。
- ④当社は、監査役が作成した監査計画に基づきあらかじめ監査費用を予算化し、監査役の職務の執行につき生ずる費用については、会社法第388条に基づき支払等を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスおよびリスク・マネジメント

- ・当社グループのコンプライアンスの基本として遵守すべき事項を定めた「FUJITSU GENERAL Way 行動規範」の社内イントラネットへの掲載や、役員、従業員への研修を通じて周知を図っています。
- ・グループ全体のコンプライアンスおよびリスク・マネジメントを推進するため、社長を委員長とする「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」を設置しています。委員会では、当社各部門およびグループ各社によるコンプライアンスを中心とした内部統制項目の自己評価、内部統制部門による独立的評価の結果について審議を行い、必要な事象には改善を命じ、内部統制の維持、改善に取り組んでいます。
- ・従業員への啓発活動としては、現場のリスク・マネジメントおよび内部統制運用の主体である部門管理職への研修実施により意識向上を図るとともに、独占禁止法、下請法など、必要に応じて各部門の業務に関連する重要法令や、インサイダー取引、情報漏洩、贈収賄の防止に向けた研修等を実施しています。また、コンプライアンスに関する意識啓発を目的とした従業員向けのメールマガジンを定期的に配信しています。
- ・社内担当部門および外部法律事務所を窓口とした「企業倫理ヘルプライン」を設置し、社内イントラネットへの掲載やe-ラーニング等を通じて、従業員へ周知しています。通報・相談内容は当事者から独立した調査専門チームが責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、通報者に対する不利益な取扱いを禁止しています。
- ・事業をグローバルに展開する当社グループが影響を受ける可能性のあるリスクを迅速に把握し、タイムリーに施策を講じていくため、当社各部門およびグループ各社によるリスクの評価、リスクへの対応を確認する「リスクアセスメント」を実施し、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」で、優先的に取り組むべき「重要テーマ」を選定し、リスクの低減を図る活動を推進しています。
- ・2021年度は、「海外事業リスク」、「ITセキュリティリスク」、「環境規制対応」、「品質コンプライ

アンス」等を重要テーマとして取り組みました。また、委員会の年間の活動状況は、取締役会に報告されています。

- ・また、新型コロナウイルスの感染に対応するため、社長を本部長とする対策本部を中心に、感染の予防と感染拡大の防止に努めるとともに、従業員・家族の安全確保と事業活動の継続の両立を進めております。その他、大規模災害などの発生に備え、調達先の分散や生産拠点の相互補完等を視野に入れたBCM（事業継続マネジメント）の強化を図っています。

(2) 業務執行の効率性確保

- ・当社は、監査役設置会社かつ経営執行役（執行役員）制度の採用により、経営の監督機能の充実と効率的・機動的な業務執行を図っております。
- ・当事業年度においては、取締役会を14回開催し、予算策定、設備投資、子会社の重要事項等、「取締役会規程」で定められた付議事項について審議しました。また、取締役会においては、当社グループの月次決算が報告され、予算の達成状況、経営課題およびその対応策について議論を行いました。取締役会に付議を要しない事項については、「経営会議規程」、「執行会議規程」、「稟議規程」等に基づき、職務執行の決定を行いました。

(3) 子会社の経営管理

- ・子会社が当社の事前承認を必要とする重要な案件や当社に報告すべき事項を社内規程において明確に定めており、必要に応じて子会社から当社に対し、付議・報告が行われました。
- ・当社の役員または従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の業務の適正化を図っております。
- ・当社の内部監査部門は、監査計画に基づき、子会社の監査を実施しました。

(4) 監査役監査

- ・監査役は、取締役会、執行会議、「コンプライアンス／リスク・マネジメント委員会」等重要な会議への出席、各部門に対するヒアリング、国内外の拠点の往査、当社および当社の重要な子会社の経営者との意見交換等を行いました。なお、拠点の往査については、新型コロナウイルス感染拡大により、海外渡航の禁止や、国内他事業所への訪問自粛が求められるなか、基本的に、テレビ会議システムを利用したリモート監査により、往査を実施しました。
- ・会計監査人および内部監査部門とは、定期的および必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行いました。
- ・当社は、監査役職務を補助すべき従業員を置く組織として監査役室を設けております。また、監査役室スタッフの人事等については、監査役の意見を尊重し協議の上決定しております。
- ・監査役職務の執行につき生じた費用については、会社法第388条に基づき支払等を行いました。

- ◎ 以上のご報告は、次により記載されております。
1. 百万、千単位による金額の記載は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	185,929	流 動 負 債	116,103
現金及び預金	14,202	支払手形及び買掛金	58,072
受取手形、売掛金及び契約資産	83,150	短期借入金	8,509
商品及び製品	54,012	リース債務	295
仕掛品	3,418	未払法人税等	2,047
原材料及び貯蔵品	15,606	未払費用	19,536
その他	15,755	製品保証引当金	4,659
貸倒引当金	△216	海外事業等再編引当金	2,335
固 定 資 産	82,703	独禁法関連引当金	7,900
有形固定資産	45,174	その他	12,747
建物及び構築物	37,432	固 定 負 債	21,074
機械装置及び運搬具	43,640	長期借入金	25
工具、器具及び備品	30,951	リース債務	732
土地	8,900	再評価に係る繰延税金負債	2,365
建設仮勘定	468	退職給付に係る負債	10,567
減価償却累計額	△76,218	その他	7,383
無形固定資産	19,275	負 債 合 計	137,178
のれん	5,486	(純 資 産 の 部)	
その他	13,789	株 主 資 本	117,797
投資その他の資産	18,253	資 本 金	18,124
投資有価証券	5,992	資 本 剰 余 金	35
繰延税金資産	9,042	利 益 剰 余 金	104,660
その他	3,227	自 己 株 式	△5,023
貸倒引当金	△9	その他の包括利益累計額	8,376
資 産 合 計	268,633	その他有価証券評価差額金	768
		土地再評価差額金	4,759
		為替換算調整勘定	3,079
		退職給付に係る調整累計額	△230
		非支配株主持分	5,281
		純 資 産 合 計	131,454
		負 債 純 資 産 合 計	268,633

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		284,128
売 上 原 価		219,599
売 上 総 利 益		64,529
販売費及び一般管理費		56,085
営 業 利 益		8,444
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	78	
受 取 配 当 金	188	
有 価 証 券 売 却 益	341	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	346	
為 替 差 益	2,762	
そ の 他	683	4,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	119	
事 業 構 造 改 善 費 用	891	
災 害 に よ る 損 失	150	
そ の 他	282	1,444
経 常 利 益		11,402
特 別 損 失		
海 外 事 業 等 再 編 費 用	836	836
税金等調整前当期純利益		10,565
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,486	
法 人 税 等 調 整 額	1,349	5,836
当 期 純 利 益		4,728
非支配株主に帰属する当期純利益		1,006
親会社株主に帰属する当期純利益		3,722

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	113,466	流動負債	67,557
現金及び預金	2,686	支払手形	2,150
受取手形	722	買掛金	36,688
売掛金及び契約資産	84,791	リース債務	94
商品及び製品	3,231	未払金	649
仕掛品	39	未払費用	10,380
原材料及び貯蔵品	1,101	未払法人税等	180
その他	27,489	預り金	6,669
貸倒引当金	△6,596	役員賞与引当金	56
固定資産	81,084	製品保証引当金	1,377
有形固定資産	20,492	工事損失引当金	29
建物及び構築物	10,596	独禁法関連引当金	7,900
機械装置及び運搬具	812	その他の	1,381
工具、器具及び備品	373	固定負債	16,759
土地	8,691	リース債務	137
建設仮勘定	17	再評価に係る繰延税金負債	2,365
無形固定資産	7,746	退職給付引当金	8,533
借地権	610	環境対策引当金	11
その他	7,135	資産除去債務	256
投資その他の資産	52,845	その他の	5,454
投資有価証券	2,463	負債合計	84,317
関係会社株式	27,727	(純 資 産 の 部)	
関係会社出資金	12,704	株主資本	104,801
繰延税金資産	6,818	資本金	18,124
その他	3,140	資本剰余金	588
貸倒引当金	△9	資本準備金	564
資産合計	194,551	その他資本剰余金	24
		利益剰余金	91,112
		利益準備金	2,591
		その他利益剰余金	88,520
		繰越利益剰余金	88,520
		自己株式	△5,023
		評価・換算差額等	5,431
		その他有価証券評価差額金	672
		土地再評価差額金	4,759
		純資産合計	110,233
		負債純資産合計	194,551

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		206,709
売 上 原 価		182,842
売 上 総 利 益		23,867
販売費及び一般管理費		22,021
営 業 利 益		1,845
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	124	
受 取 配 当 金	9,403	
為 替 差 益	2,712	
そ の 他	72	12,313
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16	
そ の 他	1,944	1,961
経 常 利 益		12,198
特 別 利 益		
海外事業等再編引当金戻入額	1,495	1,495
税 引 前 当 期 純 利 益		13,693
法人税、住民税及び事業税	819	
法人税等調整額	1,631	2,450
当 期 純 利 益		11,243

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 富士通ゼネラル
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 三井智宇
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡邊考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 白濱拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富士通ゼネラルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富士通ゼネラル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書

類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 富士通ゼネラル
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 三井 智 宇
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡邊 考 志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 白濱 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富士通ゼネラルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、審議・検討を実施し、必要に応じて、経営執行部に対して提言等を行いました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び八重洲監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、八重洲監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、整備状況を更に改善すべきとの認識のもとで努力がおこなわれており、指摘すべき重要事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び八重洲監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社富士通ゼネラル 監査役会
 常勤監査役 井上 彰 ㊟
 常勤監査役 宮 嶋 嘉 信 ㊟
 監査役 広 瀬 陽 一 ㊟

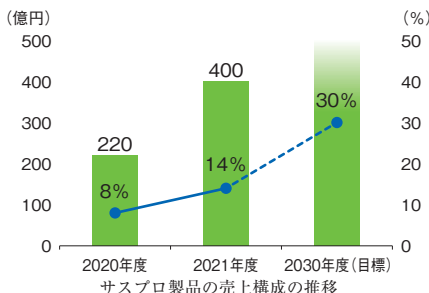
(注) 常勤監査役井上彰及び監査役広瀬陽一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

トピックス：サステナブル経営の加速

■持続可能な社会実現に貢献する「サスプロ」を成長の原動力に

当社グループは、社会課題を解決し持続可能な社会への貢献が期待でき、当社グループの成長戦略にも寄与する製品・サービスを「サステナブル・プロダクト（サスプロ）」と社内認定し、販売拡大に取り組んでいます。「サスプロ」に集中投資を行い、2030年度にはサスプロ関連で全社売上高の30%以上を目指すことで、持続可能な社会に貢献するとともに、当社グループの持続的成長を実現します。



《代表的な「サスプロ」認定製品》

・ATW（ヒートポンプ式温水暖房システム）

欧州の暖房市場では、近年、政府による機器・設置費用の補助金等もあり、従来主流であったボイラーなどガスや石油等の化石燃料機器から、運転時にCO₂を排出しない高効率暖房機器（ATW）への転換が進んでおり、当社グループはフランスを中心にATWの販売を大きく伸ばしています。

今後も、“世界の暖房文化を変える”を使命とし、環境・省エネに配慮した新商品投入や現地生産を通じて、ATWの販売拡大を目指します。

・インド向け冷房専用インバーターエアコン

今後も空調機市場の高い成長が見込まれるインドにおいて、省エネ性の高いインバーターエアコンの販売拡大を通じ、当社事業の成長と環境負荷低減への貢献を目指します。また、今後の需要拡大に対応すべく今年度中に現地生産を開始予定です。

・小型GaNモジュール

当社グループは、次世代半導体材料として注目されるGaN（窒化ガリウム）を採用した「小型GaNモジュール」を業界に先駆け開発しました。

GaNモジュールは、現在主流のSi（シリコン）と比較してデバイス自体の消費電力を約50%削減できるため、電源関連、産業機器や車載機器など多くの分野で高効率化を容易に実現できます。今後、開発強化および量産体制の構築を進め、電子デバイス事業の新たな柱として成長させていきます。



暖房・給湯を行うATW（イメージ）
ATWやエアコンに使われるヒートポンプ技術は、空気中の熱を集めてより大きなエネルギーに変えるため、化石燃料機器と比べ、省エネ性が高く温室効果ガス排出量の低減にも貢献します。



インド向け冷房専用インバーターエアコン
冷房専用地域タイの開発拠点が企画から商品化まで担当



電源関連や産業機器等の高効率化・小型化に貢献する「小型GaNモジュール」

■カーボンニュートラル達成に向けて国内外の全拠点で再エネ100%^{※1}に転換

当社グループは、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みとして、2022年4月1日に、事業活動で使用する電力を再エネ100%に転換しました。これにより、世界の全拠点^{※2}で電力使用における温室効果ガス排出量実質ゼロを当初計画よりも3年早く達成することになります。

また、カーボンニュートラル達成の目標期限も2030年度から2025年度へ前倒しました。ヒートポンプ機器の販売拡大など本業での貢献はもちろんのこと、自らの事業活動においても可能な限り早期の脱炭素化を進めるべきと考えています。

今後、当社グループで使用する電力以外の燃料も順次再生可能エネルギーに切り替えるなど、「2025年度カーボンニュートラル達成」という意欲的な目標に向けて着実に歩みを進めていきます。

※1 再生可能エネルギー比率100%

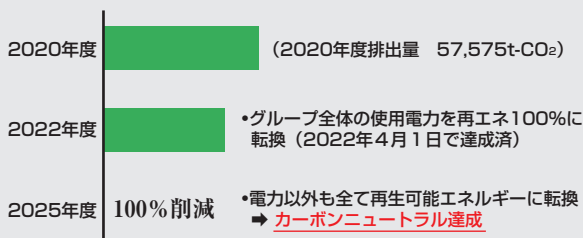
※2 一部賃貸物件は除く



タイのR&Dセンター
太陽光パネルを設置し自家消費を行います。

【当社の事業活動（Scope1, 2）における温室効果ガス排出量削減目標】

・2025年度までに実質ゼロ



＜ESG指数の構成銘柄に選定＞

当社株式が、ESGに積極的に取り組んでいる日本企業を対象とした指数「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定されました。本指数は各業種で相対的にESGの対応に優れた企業を対象にしているほか、低炭素経済への移行を促進するため、気候変動に対する取り組みを評価している点が特長です。なお、本指数は今春より年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESGパッシブ運用のベンチマークとして新たに採用しています。

当社グループは引き続きお客様や社会、子どもたちが安心して笑顔で暮らせる未来のために、「サステナブル経営」を推進し、「共に未来を生きる」という企業理念の実践と事業の成長を追求していきます。



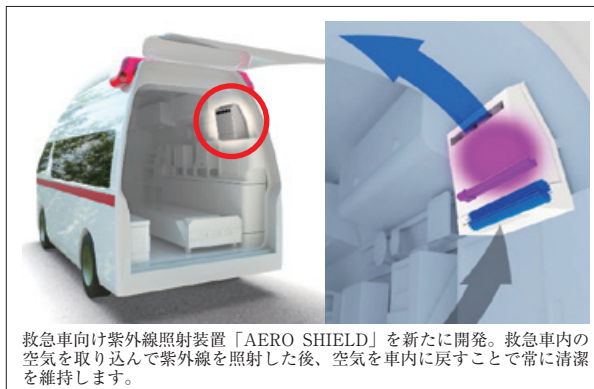
**FTSE Blossom
Japan Sector
Relative Index**

■清潔・除菌を実現する当社技術

当社グループは、清潔・除菌分野における研究開発に注力し、空気環境対策に貢献しています。

当社子会社エアロシールド社が有する紫外線水平照射技術「n-UV技術」により、空間に浮遊する新型コロナウイルス(SARS-Co-V-2*、デルタ株)が、1分間で99%以上不活化することを確認しました。

また、家庭用エアコンに搭載している「2ステージプラズマクリーン技術」は静電気の力を応用しており、10分間で99.9%のウイルス低減効果を確認しました。



※ Severe acute respiratory syndrome coronavirus 2

■安心・安全の未来をつくるー防災行政無線システムー

当社グループは、自然災害発生時等に、より迅速な避難行動を促すため、防災行政無線の聞き取りやすさを向上させた新技術SIAFOLS*1を神戸大学と共同で開発しました。

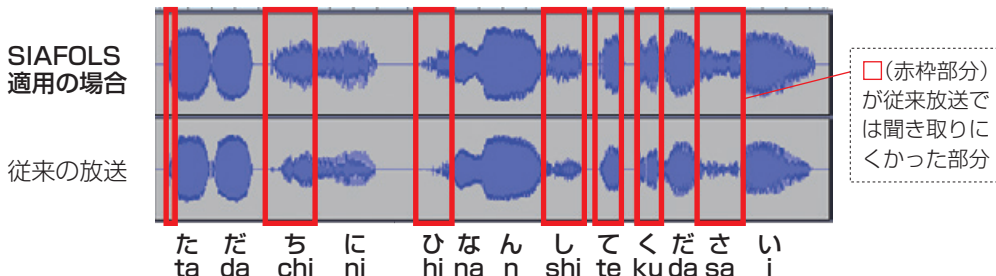
従来、豪雨など気象条件等により「音声は聞こえるが、何を言っているのか分からない」といった課題がありましたが、SIAFOLSは「強調アルゴリズム」*2を応用し、季節や天候状態に合わせて放送音を自動で聞き取りやすく変換します。実証実験では、スピーカーから580mの地点にいる聴取者の単語音声の了解度が、従来の55%から80%へと大幅に向上しました。

また、防災行政無線システムの子局を活用した「浸水アラートシステム」が本年4月に北海道・猿払村で稼働し、台風や集中豪雨による浸水時に早期の避難喚起を行います。

今後も新たな価値を創造し、安心・安全の未来づくりに貢献してまいります。

※1「Sound Improvement Algorithm For Outdoor Loudspeaker Stations」の略。「サイアフォルス」。

※2 子音など伝搬特性が劣化しやすい音声だけを強調する独自のアルゴリズム



【SIAFOLSによる音声の了解度向上イメージ】

一般的に聞き取りにくい音を自動解析し、強調アルゴリズムの適用で聞き取りやすい音声に変換します。実証実験では、聞き取りづらい部分が最大10dB程度強調され了解度が向上しました。

株式会社 富士通ゼネラル

〒213-8502 川崎市高津区末長三丁目3番17号
TEL 044(866)1111(大代表)
www.fujitsu-general.com/jp/

株式事務のご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告（下記ウェブサイトに掲載いたします） https://www.fujitsu-general.com/jp/
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
上場証券取引所	東京（証券コード：6755）

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「株主総会決議ご通知」について

株主総会決議ご通知につきましては、発送物の送付は行わず、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

www.fujitsu-general.com/jp/ir/